

学校法人新静岡学園役員報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人新静岡学園（以下「法人」という。）の理事長・副理事長・理事・監事（以下「役員」という。）及び評議員の報酬に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の支給)

第2条 理事長、副理事長及び常勤理事の報酬は、毎月21日を支給日とする。ただし、その日が休日にあたるときはその前日とする。

(理事長、副理事長及び常勤理事の報酬)

第3条 理事長、副理事長及び常勤理事の報酬は、次のとおりとする。ただし、所定福利費については、別に計算した額によるものとする。

区 分	法人の教職員を 兼ねる場合	左記以外の場合
理 事 長	月額 200,000円	月額 700,000円 ※
副理事長	月額 150,000円	月額 550,000円 ※
理 事	月額 10,000円	—

※ 原則として週4日以上勤務できる場合とし、週3日以下の場合は報酬額を調整することができる。

2 前項の月額報酬は、6月分及び12月分については、学校法人新静岡学園給与規程第29条第2項に規定する常任理事会の議を経て理事長の定める割合を乗じて得た額をそれぞれ加算した額を支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬)

第4条 法人の理事会その他本法人の行事に出席した場合及び監事が監査等の業務にあたった場合、報酬として次の額を支給する。

- (1) 理 事（非常勤） 日額 40,000円
- (2) 監 事（非常勤） 月額 110,000円
- (3) 評議員（非常勤） 日額 30,000円
- （法人教職員） 日額 3,000円

2 理事会及び評議員会の開催が同一日の場合、評議員を兼務する理事にあつては、評議員の報酬は理事の報酬に含むものとする。

3 会議等出席にかかる旅費については、学校法人新静岡学園旅費規程を準用する。

(退職金の支給)

第5条 理事長及び副理事長が退任したときは、その者に退職金を支給する。

2 退職金の支給に関して必要な事項は、別に定める。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決を経て行う。

(細則の制定)

第7条 理事長は、この規程の運用について必要と認める場合は細則を制定することができる。

附 則

この規程は、昭和44年4月1日から施行する。

昭和63年9月17日改正

附 則 (平成4年8月1日改正)

この規程の改正は、平成4年度以降に支給する報酬額から適用する。

附 則 (平成6年1月19日改正)

この規程 (学校法人第二静岡学園給与規程の一部改正) の改正は、平成5年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年11月22日改正)

この規程 (学校法人第二静岡学園給与規程の一部改正) の改正は、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年2月17日改正)

この規程の改正は、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年11月24日改正)

1 この規程の改正は、平成12年3月1日から施行する。

2 平成12年3月に支給する報酬にかかる改正後の学校法人第二静岡学園役員報酬規程第4条第2項の適用については、同項中「100分の55」とあるのは「100分の25」と読み替えるものとする。

附 則 (平成14年11月27日改正)

この規程の改正は、平成14年11月30日から施行する。

附 則 (平成15年1月22日改正)

この規程の改正は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月26日改正）

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月28日改正）

この規程の改正は、平成17年7月1日から適用する。

附 則（平成18年5月24日改正）

この規程の改正は、平成18年5月24日から施行する。

附 則（平成20年3月19日改正）

- 1 この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正に伴い、「理事会・評議員会等における日当（交通費を含む。）の額」は、廃止する。
- 3 学校法人第二静岡学園最高顧問設置規程第5条第2項を次のように改める。「最高顧問の報酬の額は、理事会その他本学園の行事に出席した場合、1日（1回）につき40,000円とする。」

附 則（平成22年3月17日改正）

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日改正）

この規程の改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日改正）

この規程の改正は、平成24年6月23日から施行する。

附 則（平成28年3月9日改正）

この規程の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日改正）

この規程の改正は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和2年3月25日改正）

この規程の改正は、令和2年4月1日から施行する。